

遺言書を書いてみよう③ ～封筒の中の真実～

(3) 秘密証書遺言

マズオは悩みました。遺言を遺しておきたい。いや、遺さなければならない。だけど、遺言の内容は誰にも知られたくない。たとえ、信頼できる税理士にも……。こうしてマズオが選択したのは秘密証書遺言でした。

まず、マズオは遺言書を作成し、自署押印しました。本文はワープロ打ちでもかまいませんが、自筆の方が望ましいです(理由はのちほど)。ここで肝心なのは、署名はきちんと自署すること。また、押印に使用する印鑑は実印でなくてもよいとされていますが、封印するときには同じ印鑑を用品。



マズオは、その封筒を持って証人2名とともに公証人役場を訪れました。秘密証書遺言も、公正証書遺言同様に、証人2名以上が必要となります。

公証役場では、間違いなく自分が作成した遺言であることをマズオが公証人に伝え、あとは公証人の指示に従って一同署名等を行います。この際、もちろん内容の確認は行われません。

こうしてマズオは、内容を秘密にしたまま遺言書を作成することに成功しました。ただし、その後の遺言書の保管は自分自身で行うため、第三者による内容の改変・紛失等のリスクが伴うことや、遺言書の内容に不備があった場合のデメリットは自筆証書遺言と同じです。しかし、仮に一部不備があっても遺言者の自筆で書かれている等、自筆証書遺言の要件を満たしていれば自筆証書遺言として取り扱ってもらえます。自筆の方が望ましい理由はここにあります。

マズオが秘密にしたかった内容とは!? 答えは下に……。

公証人の手数料

秘密証書遺言の場合の公証人手数料は、定額で11,000円です。

遺言のできることは?

遺言には、財産の処分(誰に何を相続させる、相続人以外に遺贈する、寄付をする等)のほかいくつか法的拘束力を持たせることができます。その中のいくつかをあげてみます。

・相続分の指定

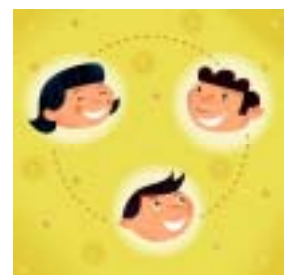
法定相続分によらない割合で財産を分割したい場合には、その割合を指定することができます。ただし、遺留分を侵害することはできません。

・相続人の廃除・廃除の取り消し

遺言者を虐待したり遺言者に重大な侮蔑を加えたりした推定相続人、及び著しく不良な推定相続人がいる場合は遺言によりその相続人を廃除することができます。反対に生前に行った廃除の取り消しもできます。

・非嫡出子の認知

今回、マズオが封印した封筒の中には、別れた愛人との間にできた子供を認知すると書いた遺言が入っていました。父として認知はしたい、しかし生前に認知を行うと自分の立場がなくなると考えたマズオは、遺言の存在を明らかにしつつ、しかも死ぬまではその内容を秘密にできる秘密証書遺言の方式をとりました。



・遺言執行者の指定

遺言執行者とは、文字通り利害の対立する相続人の中に入って遺言を執行する人です。この遺言執行者は、遺言によってしか定めることができません。

カ『なんだろ?このタンスの中のキタナイ封筒は。あけちゃえ』

マ『カ、カカカツオくん!!!』